

社援地発 0401 第 14 号
保国発 0401 第 1 号
保高発 0401 第 1 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長殿
市区町村

都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長殿
都道府県民生主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長殿
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
厚生労働省保険局国民健康保険課長
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「生活困窮者自立支援制度と国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との
連携について」の一部改正について

令和 6 年 4 月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）については、本日から施行される。改正法においては、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられ、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）についても、支援関係機関の連携強化等の措置として、法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置の努力義務化等の改正が行われた。

これに伴い、今般、「生活困窮者自立支援制度と国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との連携について」（平成 28 年 5 月 13 日付け社援地発 0513 第 1 号、保国発 0513 第 2 号、保高発 0513 第 1 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省保険局国民健康保険課長、厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正した。特に、支援関係機関の連携強化のため、家計改善支援事業との連携についても示すこととしたため、各自治体におかれては、改正法による改正後の法や通知の趣旨及び内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、各都道府県国民健康保険及び後期高齢者医療担当部局におかれては、管内市町村（特

別区を含む。以下同じ。)、関係機関等に、各自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、関係機関等に広く周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

新 旧 対 照 表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>各 都道府県 市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長殿</p> <p>都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長殿 都道府県民生主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長殿 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 厚生労働省保険局国民健康保険課長 厚生労働省保険局高齢者医療課長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p>生活困窮者自立支援制度と 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との連携について</p> <p>生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。</p> <p>生活困窮者自立支援制度の実施に当たっては、国民健康保険及び後期高齢者医療と生活困窮者自立支援制度相互の担当部局が連携して、国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の滞納状況等から、支援が必要な方を早期に自立相談支援機関（自立相談支援事業を実施する者。生活困窮者自立支援制度担当部局が直営で実施する場合と民間事業者に委託して実施する場合がある。）につなげるとともに、低所得者等への各種制度の周知等により、生活困窮者を早期に把握し、その支援を行うことが期待される。このため、これまで本通知において、生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築等を示すことにより、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度と生活困窮者自立支援制度の連携の推進を図ってきたところである。</p>	<p>各 都道府県 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長殿 中核市</p> <p>都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長殿 都道府県民生主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長殿 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 厚生労働省保険局国民健康保険課長 厚生労働省保険局高齢者医療課長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p>生活困窮者自立支援制度と 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との連携について</p> <p><u>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成27年4月より施行された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）が平成30年6月8日に公布され、同法による改正後の法が、同年10月1日より順次施行される。</u>生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。</p> <p>生活困窮者自立支援制度の実施に当たっては、国民健康保険及び後期高齢者医療と生活困窮者自立支援制度相互の担当部局が連携して、国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の滞納状況等から、支援が必要な方を早期に自立相談支援機関（自立相談支援事業を実施する者。生活困窮者自立支援制度担当部局が直営で実施する場合と民間事業者に委託して実施する場合がある。）につなげるとともに、低所得者等への各種制度の周知等により、生活困窮者を早期に把握し、その支援を行うことが期待される。このため、これまで本通知において、<u>「生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築」</u>等を示すことにより、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度と生活困窮者自立支援制度の連携の推進を図ってきたところである。</p> <p><u>関係部局の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされた</u></p>

上記を踏まえ、両制度における連携について改めて下記のとおり通知するので、各自治体の関係部局におかれては、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県国民健康保険及び後期高齢者医療担当部局におかれては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係機関等に、各自治体の生活困窮者自立支援制度担当部局におかれては、関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関と関係機関の連携により、早期に生活困窮者自立支援制度の相談につなげることが必要である。具体的には、関係機関につながっている者の中から、複合的な課題を抱え経済的に困窮している者について、自立相談支援機関を紹介、案内することが考えられる。このような早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。

国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局には、保険料（税）の納付相談に来る者等、経済的に困窮している者が訪れることもあると考えられるため、日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うこと等により、両制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。なお、円滑に連携が図れるよう、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局に対し事業の実施体制や自立相談支援機関について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立支援制度につなぐ対象者像について、両部局間で共有する等の取組が効果的である。

【連携の具体例】

- ・ 担当職員の異動がある年度当初等に生活困窮者自立支援制度担当部局や生活困窮者自立支援制度における各事業の実施者と国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局の間でそれぞれの施策に関する勉強会（制度説明、意見交換等）を実施する。
- ・ 人事異動に伴い実施される職員向けの研修において生活困窮者自立支援制度や家計改善支援事業の内容についての講義を実施する。
- ・ 支援調整会議（個々の生活困窮者の自立支援計画の決定等を行い、その後の支援につなげるこ

ところであり、国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局についても、これらの関係部局に該当する。

【参考】

◎生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号）による改正後の生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）（抄）
（利用勧奨等）

第 8 条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

については、上記を踏まえ、両制度における連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係部局におかれては、改正法による改正後の法の内容を含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）（生活困窮者自立支援制度担当部局においては指定都市及び中核市を除く。）、関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関と関係機関の連携により、早期に生活困窮者自立支援制度の相談につなげることが必要である。具体的には、関係機関につながっている者の中から、複合的な課題を抱え経済的に困窮している者について、自立相談支援機関を紹介、案内することが考えられる。このような早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。

国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局には、保険料（税）の納付相談に来る者等、経済的に困窮している者が訪れることもあると考えられるため、日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うこと等により、両制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。なお、円滑に連携が図れるよう、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局に対し事業の実施体制や自立相談支援機関について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立制度につなぐ対象者像について、両部局間で共有する等の取組が効果的である。

とを目的に行う会議) について、保険料(税)を滞納している生活困窮者の自立支援計画の決定等を行う場合に国民健康保険や後期高齢者医療の担当部局の担当者が参画し、当該生活困窮者に対する自立支援計画の協議及び支援内容等の共有を行う。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口にご相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口と確実につなげていくことが必要である。

これらを踏まえ、法第8条第2項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされており、国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局についても、これらの関係部局に該当するものとして想定している。

【参考】

◎生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)(抄)

(生活困窮者の状況の把握等)

第8条(略)

2 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

当該規定に基づき、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

【連携の具体例】

- ・ 国民健康保険や後期高齢者医療担当部局の滞納相談窓口で自立相談支援事業や家計改善支援事業のリーフレットを配架。生活に困窮していると認められる者にはリーフレットを渡し、自立相談支援機関(相談窓口)の利用を促す。
- ・ 保険料(税)の納付勧奨のための通知等、保険料(税)を滞納している者への郵便物等に自立相談支援事業や家計改善支援事業の案内を同封する。

3 低所得者等への各種制度

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度においては、所得の低い世帯等について、以下のような配慮措置を講じている。

国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局においては、生活困窮者自立支援制度担当部局に対し、以下の各種制度の内容について情報提供を行い、また、被保険者等に対して周知徹底に努められるようお願いする。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口にご相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口と確実につなげていくことが必要である。実際に、自立相談支援機関の相談窓口で生活困窮者をつなげた庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたものである。

当該規定に基づき、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

3 低所得者等への各種制度

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度においては、所得の低い世帯等について、以下のような配慮措置を講じている。

国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局においては、生活困窮者自立支援制度担当部局に対し、以下の各種制度の内容について情報提供を行い、また、被保険者等に対して周知徹底に努められるようお願いする。

また、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、生活困窮者の支援に当たり、これらの各種制度を周知するとともに、生活困窮者が国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の納付が困難となっている場合等には、支援の一環として、国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局に同行し、保険料（税）の納付相談へのつなぎや各種制度の申請手続きの支援を行う等のきめ細かな支援を実施していただくようお願いする。

また、（３）及び（４）で示す高額療養費制度及び高額介護合算療養費の活用については、別添の「生活困窮者自立支援制度における各種支援制度の活用について」（平成 28 年 2 月 22 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において、生活困窮者自立支援制度担当部局宛てに制度の内容の解説や本人の申請の援助について情報提供しているところであり、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、併せて参照いただくようお願いする。

（１）保険料（税）の軽減措置

低所得者に対する保険料（税）の負担を軽減するため、国民健康保険料（税）については、世帯に属する被保険者等の所得の合計額が一定額以下の場合に、保険料（税）のうち応益割（被保険者均等割額及び世帯別平等割額）に係る部分について、所得に応じ、その額の 7 割、5 割又は 2 割を軽減することとしている。

また、倒産・解雇等の非自発的な理由により失業し、国民健康保険に加入した者に対しては、加入の前年の給与所得をもとに保険料（税）が課されることで、保険料（税）負担が過重になるケースがあるため、保険料（税）の軽減措置を行うこととしている。

後期高齢者医療保険料についても、低所得者の方には所得水準に応じた保険料軽減（均等割 7 割、5 割又は 2 割）を講じている。

これらの軽減措置については、所得の申告をしていれば手続きは不要だが、所得が未申告の場合、軽減措置が適用されないため、収入がない者や、収入が少なく確定申告が必要ないとされている者であっても、所得の申告が必要となる場合がある。

（２）・（３）（略）

（４）高額介護合算療養費

医療保険と介護保険のそれぞれの負担が長期間にわたって重複して生じている世帯について、（３）のような負担軽減があってもなお重い負担が残る場合に、なお残る医療保険と介護保険の一年間の自己負担額（（３）と同様に、食費、居住費、差額ベッド代、先進医療にかかる費用等を含まない。）の合算額について上限を設け、さらに負担軽減を図る制度である。世帯内の同一の医療保険の加入者について、毎年 8 月からの 1 年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計し（※双方の負担がある必要）、上限額を超えた場合にその超えた額が支給される。上限額は、（３）同様に所得水準等に応じ定められており、低所得者に対しては一定の配慮をしている。

4 保険料（税）の滞納者への対応について

保険料（税）の滞納者に対しては、保険料を滞納している世帯主等に保険料（税）の納付勧奨のための通知を送付すること、電話、訪問等により滞納している保険料（税）納付を催促すること及び電話、窓口等において滞納している保険料（税）の納付に係る相談の機会を設けること等の保険料（税）の納付に資する取組を実施することとしている。

さらに、国民健康保険においては、特別の事情がないにもかかわらず、上記の保険料（税）の納付に資する取組を行ってもなお一年以上保険料（税）を滞納している世帯主等に対しては、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとしている。この場合において、市町村等は、当該世帯主等

また、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、生活困窮者の支援に当たり、これらの各種制度を周知するとともに、生活困窮者が国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の納付が困難となっている場合等には、支援の一環として、国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局に同行し、保険料（税）の納付相談へのつなぎや各種制度の申請手続きの支援を行う等のきめ細かな支援を実施していただくようお願いする。

また、（３）及び（４）で示す高額療養費制度及び高額医療・高額介護合算療養費の活用については、別添の「生活困窮者自立支援制度における各種支援制度の活用について」（平成 28 年 2 月 22 日厚生労働省地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において、生活困窮者自立支援制度担当部局宛てに制度の内容の解説や本人の申請の援助について情報提供しているところであり、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、併せて参照いただくようお願いする。

（１）保険料（税）の軽減措置

低所得者に対する保険料（税）の負担を軽減するため、国民健康保険料（税）については、世帯に属する被保険者等の所得の合計額が一定額以下の場合に、保険料（税）のうち応益割（被保険者均等割額及び世帯別平等割額）に係る部分について、所得に応じ、その額の 7 割、5 割又は 2 割を軽減することとしている。

また、倒産・解雇等の非自発的な理由により失業し、国民健康保険に加入した者に対しては、加入の前年の給与所得をもとに保険料（税）が課されることで、保険料（税）負担が過重になるケースがあるため、保険料（税）の軽減措置を行うこととしている。

後期高齢者医療保険料についても、低所得者の方には所得水準に応じた保険料軽減（均等割 7 割、5 割又は 2 割）を講じている。加えて、更なる軽減措置として、均等割 7 割軽減の対象者に対して均等割を 8.5 割軽減、9 割軽減する措置を講じている。（保険料軽減特例）

これらの軽減措置については、所得の申告をしていれば手続きは不要だが、所得が未申告の場合、軽減措置が適用されないため、収入がない者や、収入が少なく確定申告が必要ないとされている者であっても、所得の申告が必要となる場合がある。

（２）・（３）（略）

（４）高額医療・高額介護合算療養費

医療保険と介護保険のそれぞれの負担が長期間にわたって重複して生じている世帯について、（３）のような負担軽減があってもなお重い負担が残る場合に、なお残る医療保険と介護保険の一年間の自己負担額（（３）と同様に、食費、居住費、差額ベッド代、先進医療にかかる費用等を含まない。）の合算額について上限を設け、さらに負担軽減を図る制度である。世帯内の同一の医療保険の加入者について、毎年 8 月からの 1 年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計し（※双方の負担がある必要）、上限額を超えた場合にその超えた額が支給される。上限額は、（３）同様に所得水準等に応じ定められており、低所得者に対しては一定の配慮をしている。

4 保険料（税）の滞納者への対応について

保険料（税）の滞納者に対しては、保険料を滞納している世帯主等に保険料（税）の納付勧奨のための通知を送付すること、電話、訪問等により滞納している保険料（税）納付を催促すること及び電話、窓口等において滞納している保険料（税）の納付に係る相談の機会を設けること等の保険料（税）の納付に資する取組を実施することとしている。

さらに、国民健康保険においては、特別の事情がないにもかかわらず、上記の保険料（税）の納付に資する取組を行ってもなお一年以上保険料（税）を滞納している世帯主等に対しては、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとしている。この場合において、市町村等は、当該世帯主等

に対して、その世帯に属する被保険者が保険医療機関から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨をあらかじめ通知することとしており、また、「資格確認書」の交付対象者については「資格確認書」の返還を求め、特別療養費の支給対象であることを記載した「資格確認書」を交付することとしている。（特別療養費の支給対象者となった場合、被保険者は、一旦、医療機関の窓口において医療費の全額を負担し、その後、市町村の窓口において医療給付の請求（例えば、一部負担金が3割の方は医療費の7割分）を行うこととなる。）

なお、後期高齢者医療制度においては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、保険料を滞納している被保険者に対する特別療養費の支給については、保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって、特別療養費を支給することとしても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って行われるべきものである。

国民健康保険及び後期高齢者医療担当部局においては、滞納者への対応について、引き続き、滞納している理由などをよく把握しつつ、滞納者の個々の実情に応じたきめ細かな対応を実施していただくとともに、滞納している理由が経済的に困窮しているためであること等を把握した場合には、自立相談支援機関を案内するなど、必要に応じて生活困窮者自立支援制度担当部局との連携を図っていただくようお願いする。

また、法に基づく家計改善支援事業（※）による支援を受けている者が保険料（税）を滞納している状況にある場合等においては、家計改善支援事業による家計の「見える化」を通じて滞納整理に向けた支援を行うとともに、滞納相談窓口へ同行し、滞納の解消を目指すことが考えられる。家計改善支援事業の実施者並びに国民健康保険及び後期高齢者医療担当部局の間においても、日頃からの連携を図るとともに、国民健康保険及び後期高齢者医療担当部局においては、家計改善支援事業の内容と意義をご了知いただき、家計改善支援事業の実施者と連携し、滞納相談窓口等においては、当該事業による支援状況等も踏まえて対応いただくようお願いしたい。

※ 家計改善支援事業は、家計表の作成により家計の状況を「見える化」し、生活困窮者本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施する事業

【連携の具体例】

- ・ 家計表（家計改善支援事業において作成した家計表をいう。以下同じ。）を用いて保険料（税）の分納・延納相談を行う際、家計改善支援事業の支援員が滞納相談窓口へ同行したり、電話での相談の際に同席する。
- ・ 家計表やその分析に基づいて作成する家計再生プランを、滞納相談窓口における相談の際にも提示する。滞納相談窓口においては、提示された家計表や家計再生プランを納付方針の検討の際等に参考として活用する。

に対して、その世帯に属する被保険者が保険医療機関から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨をあらかじめ通知することとしており、また、「資格確認書」の交付対象者については「資格確認書」の返還を求め、特別療養費の支給対象であることを記載した「資格確認書」を交付することとしている。（特別療養費の支給対象者となった場合、被保険者は、一旦、医療機関の窓口において医療費の全額を負担し、その後、市町村の窓口において医療給付の請求（例えば、一部負担金が3割の方は医療費の7割分）を行うこととなる。）

なお、後期高齢者医療制度においては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、保険料を滞納している被保険者に対する特別療養費の支給については、保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって、特別療養費を支給することとしても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って行われるべきものである。

国民健康保険及び後期高齢者医療担当部局においては、滞納者への対応について、引き続き、滞納している理由などをよく把握しつつ、滞納者の個々の実情に応じたきめ細かな対応を引き続き実施していただくとともに、滞納している理由が経済的に困窮しているためであること等を把握した場合には、自立相談支援機関を案内するなど、必要に応じて生活困窮者自立支援制度担当部局との連携を図っていただくようお願いする。

参考（改正後全文）

社援地発0513第1号
保国発0513第2号
保高発0513第1号
平成28年5月13日
一部改正
社援地発1001第12号
保国発1001第1号
保高発1001第1号
平成30年10月1日
一部改正
社援地発1202第1号
保国発1202第1号
保高発1202第1号
令和6年12月2日
一部改正
社援地発0401第14号
保国発0401第1号
保高発0401第1号
令和7年4月1日

各 都道府県 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長殿
市区町村

都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長殿

都道府県民生主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長殿

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
厚生労働省保険局国民健康保険課長
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（公印省略）

生活困窮者自立支援制度と 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との連携について

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。

生活困窮者自立支援制度の実施に当たっては、国民健康保険及び後期高齢者医療と生活困窮者自立支援制度相互の担当部局が連携して、国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の滞納状況等から、支援が必要な方を早期に自立相談支援機関（自立相談支援事業を実施する者。生活困窮者自立支援制度担当部局が直営で実施する場合と民間事業者に委託して実施する場合がある。）につなげるとともに、低所得者等への各種制度の周知等により、生活困窮者を早期に把握し、その支援を行うことが期待される。このため、これまで本通知において、生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築等を示すことにより、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度と生活困窮者自立支援制度の連携の推進を図ってきたところである。

上記を踏まえ、両制度における連携について改めて下記のとおり通知するので、各自治体の関係部局におかれては、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県国民健康保険及び後期高齢者医療担当部局におかれては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係機関等に、各自治体の生活困窮者自立支援制度担当部局におかれては、関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関と関係機関の連携により、早期に生活困窮者自立支援制度の相談につなげることが必要である。具体的には、関係機関につながっている者の中から、複合的な課題を抱え経済的に困窮している者について、自立相談支援機関を紹介、案内することが考えられる。このような早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。

国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局には、保険料（税）の納付相談に来る者等、経済的に困窮している者が訪れることもあると考えられるため、日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うこと等により、両制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。なお、円滑に連携が図れるよう、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局に対し事業の実施体制や自立相談支援機関について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立支援制度につなぐ対象者像について、両部局間で共有する等の取組が効果的である。

【連携の具体例】

- ・ 担当職員の異動がある年度当初等に生活困窮者自立支援制度担当部局や生活困窮者自立支援制度における各事業の実施者と国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局の間でそれぞれの施策に関する勉強会（制度説明、意見交換等）を実施する。
- ・ 人事異動に伴い実施される職員向けの研修において生活困窮者自立支援制度や家計改善支援事業の内容についての講義を実施する。
- ・ 支援調整会議（個々の生活困窮者の自立支援計画の決定等を行い、その後の支援につなげることを目的に行う会議）について、保険料（税）を滞納している生活困窮者の自立支援計画の決定等を行う場合に国民健康保険や後期高齢者医療の担当部局の担当者が参画し、当該生活困窮者に対する自立支援計画の協議及び支援内容等の共有を行う。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。

これらを踏まえ、法第8条第2項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握し

たときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされており、国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局についても、これらの関係部局に該当するものとして想定している。

【参考】

◎生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）（抄）

（生活困窮者の状況の把握等）

第 8 条 （略）

2 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。

当該規定に基づき、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

【連携の具体例】

- ・ 国民健康保険や後期高齢者医療担当部局の滞納相談窓口で自立相談支援事業や家計改善支援事業のリーフレットを配架。生活に困窮していると認められる者にはリーフレットを渡し、自立相談支援機関（相談窓口）の利用を促す。
- ・ 保険料（税）の納付勧奨のための通知等、保険料（税）を滞納している者への郵便物等に自立相談支援事業や家計改善支援事業の案内を同封する。

3 低所得者等への各種制度

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度においては、所得の低い世帯等について、以下のような配慮措置を講じている。

国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局においては、生活困窮者自立支援制度担当部局に対し、以下の各種制度の内容について情報提供を行い、また、被保険者等に対して周知徹底に努められるようお願いする。

また、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、生活困窮者の支援に当たり、これらの各種制度を周知するとともに、生活困窮者が国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の納付が困難となっている場合等には、支援の一環として、国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局に同行し、保険料（税）の納付相談へのつなぎや各種制度の申請手続きの支援を行う等のきめ細かな支援を実施していただくようお願いする。

また、（3）及び（4）で示す高額療養費制度及び高額介護合算療養費の活

用については、別添の「生活困窮者自立支援制度における各種支援制度の活用について」（平成28年2月22日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において、生活困窮者自立支援制度担当部局宛てに制度の内容の解説や本人の申請の援助について情報提供しているところであり、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、併せて参照いただくようお願いする。

（1）保険料（税）の軽減措置

低所得者に対する保険料（税）の負担を軽減するため、国民健康保険料（税）については、世帯に属する被保険者等の所得の合計額が一定額以下の場合に、保険料（税）のうち応益割（被保険者均等割額及び世帯別平等割額）に係る部分について、所得に応じ、その額の7割、5割又は2割を軽減することとしている。

また、倒産・解雇等の非自発的な理由により失業し、国民健康保険に加入した者に対しては、加入の前年の給与所得をもとに保険料（税）が課されることで、保険料（税）負担が過重になるケースがあるため、保険料（税）の軽減措置を行うこととしている。

後期高齢者医療保険料についても、低所得者の方には所得水準に応じた保険料軽減（均等割7割、5割又は2割）を講じている。

これらの軽減措置については、所得の申告をしていれば手続きは不要だが、所得が未申告の場合、軽減措置が適用されないため、収入がない者や、収入が少なく確定申告が必要ないとされている者であっても、所得の申告が必要となる場合がある。

（2）保険者による保険料（税）又は一部負担金の減免

保険者は、条例の定めるところにより、災害等により生活が著しく困難となった者等、保険料（税）を納めることができない特別の理由がある者に対し、保険料（税）の減免、又はその徴収猶予を行うことが可能である。

また、保険者は、特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、一部負担金の減免、又はその徴収猶予を行うことが可能である。

（3）高額療養費制度

家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療費の自己負担に一定の上限を設けている。保険医療機関や保険薬局の窓口で支払った額（保険適用される診療に対して支払った自己負担額をいい、食費、居住費、差額ベッド代、先進医療にかかる費用等を含まない。）が月又は年ごとに一定額を超えた場合に、その超えた額を保険者が支給する制度であり、最終的な自己負担額となる毎月の負担の上限額は、加入者が70歳以上であるかどうかや、所得水準等によって定められており、低所得者に対しては一定の配慮をしている。

(4) 高額介護合算療養費

医療保険と介護保険のそれぞれの負担が長期間にわたって重複して生じている世帯について、(3)のような負担軽減があってもなお重い負担が残る場合に、なお残る医療保険と介護保険の一年間の自己負担額((3)と同様に、食費、居住費、差額ベッド代、先進医療にかかる費用等を含まない。)の合算額について上限を設け、さらに負担軽減を図る制度である。世帯内の同一の医療保険の加入者について、毎年8月からの1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計し(※双方の負担がある必要)、上限額を超えた場合にその超えた額が支給される。上限額は、(3)同様に所得水準等に応じ定められており、低所得者に対しては一定の配慮をしている。

4 保険料(税)の滞納者への対応について

保険料(税)の滞納者に対しては、保険料を滞納している世帯主等に保険料(税)の納付勧奨のための通知を送付すること、電話、訪問等により滞納している保険料(税)納付を催促すること及び電話、窓口等において滞納している保険料(税)の納付に係る相談の機会を設けること等の保険料(税)の納付に資する取組を実施することとしている。

さらに、国民健康保険においては、特別の事情がないにもかかわらず、上記の保険料(税)の納付に資する取組を行ってもなお一年以上保険料(税)を滞納している世帯主等に対しては、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとしている。この場合において、市町村等は、当該世帯主等に対して、その世帯に属する被保険者が保険医療機関から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨をあらかじめ通知することとしており、また、「資格確認書」の交付対象者については「資格確認書」の返還を求め、特別療養費の支給対象であることを記載した「資格確認書」を交付することとしている。(特別療養費の支給対象者となった場合、被保険者は、一旦、医療機関の窓口において医療費の全額を負担し、その後、市町村の窓口において医療給付の請求(例えば、一部負担金が3割の方は医療費の7割分)を行うこととなる。)

なお、後期高齢者医療制度においては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、保険料を滞納している被保険者に対する特別療養費の支給については、保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって、特別療養費を支給することとしても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って行われるべきものである。

国民健康保険及び後期高齢者医療担当部局においては、滞納者への対応について、引き続き、滞納している理由などをよく把握しつつ、滞納者の個々の実情に応じたきめ細かな対応を実施していただくとともに、滞納している理由が経済的に困窮しているためであること等を把握した場合には、自立相談支援機関を案内するなど、必要に応じて生活困窮者自立支援制度担当部局との連携を

図っていただくようお願いする。

また、法に基づく家計改善支援事業（※）による支援を受けている者が保険料（税）を滞納している状況にある場合等においては、家計改善支援事業による家計の「見える化」を通じて滞納整理に向けた支援を行うとともに、滞納相談窓口へ同行し、滞納の解消を目指すことが考えられる。家計改善支援事業の実施者並びに国民健康保険及び後期高齢者医療担当部局の間においても、日頃からの連携を図るとともに、国民健康保険及び後期高齢者医療担当部局においては、家計改善支援事業の内容と意義をご了知いただき、家計改善支援事業の実施者と連携し、滞納相談窓口等においては、当該事業による支援状況等も踏まえて対応いただくようお願いしたい。

※ 家計改善支援事業は、家計表の作成により家計の状況を「見える化」し、生活困窮者本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施する事業

【連携の具体例】

- ・ 家計表（家計改善支援事業において作成した家計表をいう。以下同じ。）を用いて保険料（税）の分納・延納相談を行う際、家計改善支援事業の支援員が滞納相談窓口へ同行したり、電話での相談の際に同席する。
- ・ 家計表やその分析に基づいて作成する家計再生プランを、滞納相談窓口における相談の際にも提示する。滞納相談窓口においては、提示された家計表や家計再生プランを納付方針の検討の際等に参考として活用する。

生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国907福祉事務所設置自治体で1,381機関
(令和6年4月1日時点))

国費 3 / 4

〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、支援の総合調整を担当
- ・一般就労に向けた支援や職業紹介や求人開拓等、自立相談支援員による就労支援の実施
- ・住まいに関する支援員も適宜配置
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

国費 3 / 4

- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施

◆都道府県による市町村支援事業

国費 1 / 2

- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

住まいの確保が必要な者

・緊急に衣食住の確保が必要な者
・居住に困難を抱え地域社会から孤立した者

◆住居確保給付金の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付
- ・家計改善のための転居費用を給付

国費 3 / 4

◆居住支援事業

- ・住居喪失者に対し、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援(シェルター事業)
- ・シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援(地域居住支援事業)

国費 2 / 3

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆就労準備支援事業

- ・一定期間、一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練、居場所づくりなど幅広い社会参加のための支援

国費 2 / 3

なお一般就労が困難な者

◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

- ・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

国費 2 / 3

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

- ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- ・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

国費 1 / 2

その他の支援

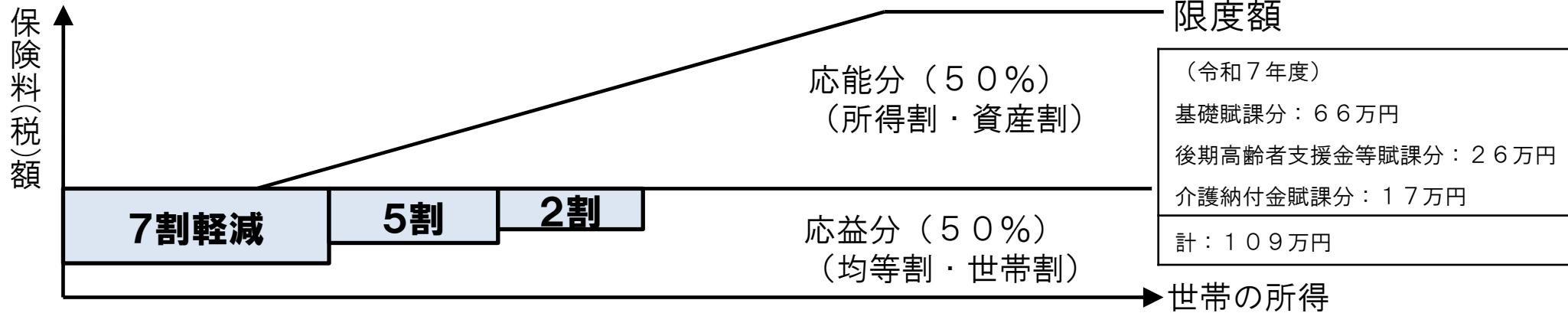
◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援 等

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

国民健康保険料（税）の軽減について

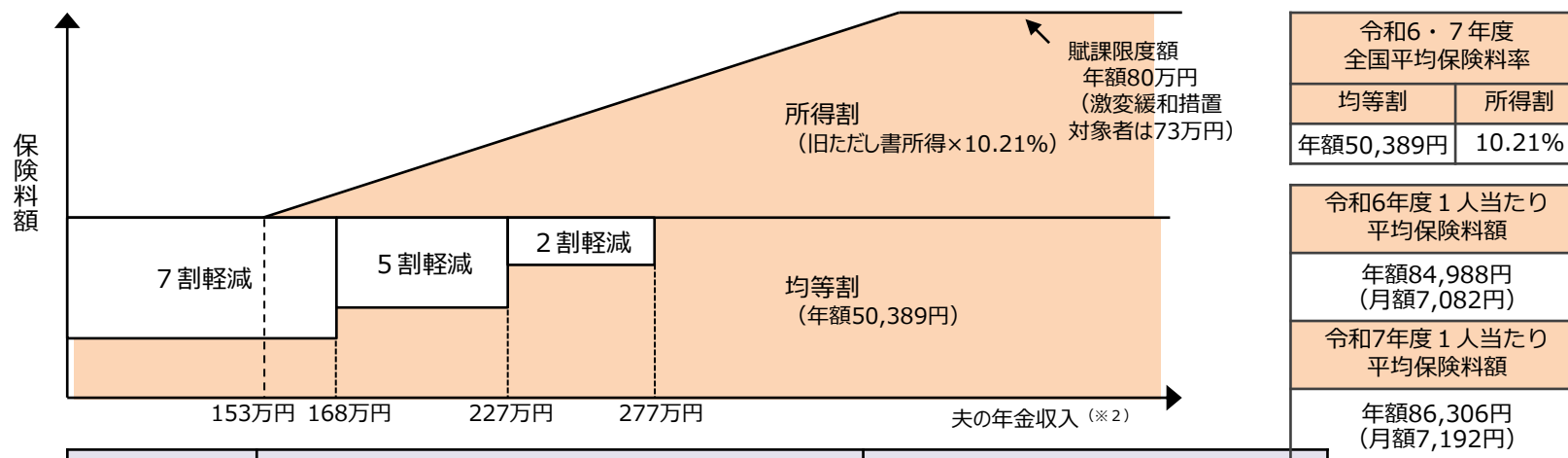
- 市町村（保険者）は、国民健康保険の給付費の約50%を被保険者が負担する国民健康保険料（税）により賄うこととされている。
- 保険料（税）については、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分（所得割、資産割）と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分（均等割、世帯割）から構成される。
- 世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分保険料（税）（均等割・世帯割）の7割、5割又は2割を軽減している。



減額割合	対象者の要件(令和7年度) (例:3人世帯(夫婦40歳、子1人)夫の給与収入のみの場合)
7割	43万円以下 (給与収入 98万円以下)
5割	43万円+(被保険者数)×30.5万円以下 (給与収入204万円以下)
2割	43万円+(被保険者数)×56万円以下 (給与収入313万円以下)

後期高齢者医療の保険料について

- 被保険者の保険料は、条例により後期高齢者医療広域連合が決定し、毎年度、個人単位で賦課（2年ごとに保険料率を改定）。
- 保険料額は、①被保険者全員が負担する均等割と、②所得に応じて負担する所得割で構成される。
- ①均等割の総額と②所得割の総額の比率は、48 : 52。
- 世帯の所得が一定以下の場合には、①均等割の7割 / 5割 / 2割を軽減。
- 元被扶養者（※）については、75歳に到達後2年間に限り、所得にかかわらず、①均等割を5割軽減。②所得割は賦課されない。
※ 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者（被用者の配偶者や親など）であった者



均等割の 軽減割合	対象者の所得要件 (令和6年度)	年金収入額の例	
		夫婦2人世帯（※1）	単身世帯
7割軽減	43万円以下	168万円以下	168万円以下
5割軽減	43万円（※2） + 30.5万円 × （被保険者数）以下	227万円以下	197.5万円以下
2割軽減	43万円（※2） + 56万円 × （被保険者数）以下	277万円以下	222.5万円以下

（※1） 夫婦二世帯で妻の年金収入80万円以下の場合における、夫の年金収入額。

（※2） 被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、43万円 + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1）

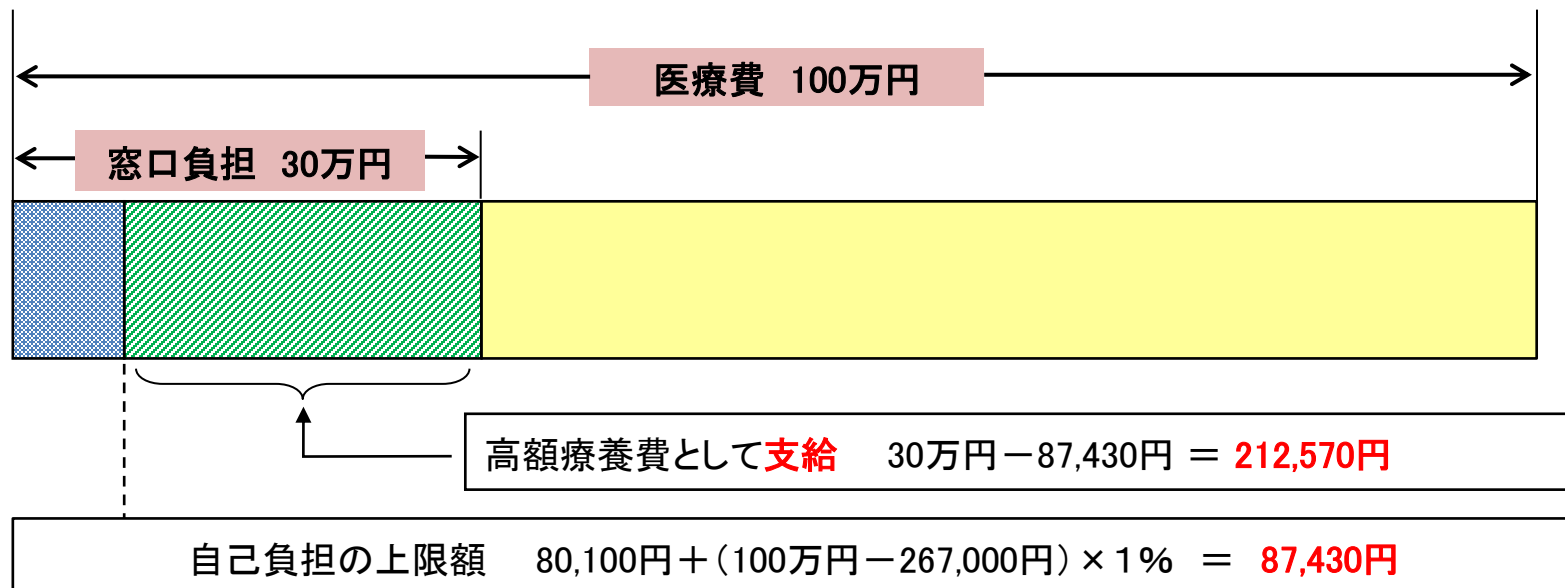
高額療養費制度とは、このような制度です

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額(※1)が、ひと月(月の初めから終わりまで)(※2)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

※1 入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

※2 70歳以上の一般区分の方については、1年間(8月1日~7月31日)の外来の自己負担に上限額が設けられています。

<例> 70歳以上・年収約370万円~770万円の場合(3割負担)
100万円の医療費で、窓口の負担(3割)が30万円かかる場合



212,570円を高額療養費として支給し、**実際の自己負担額は87,430円**となります。

上限額は、年齢や所得によって異なります ①70歳以上の方

高額療養費の上限額は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によって分けられます。また、70歳以上の方には、外来だけの上限額も設けられています。

<70歳以上の方の上限額(平成30年8月診療分から)>

適用区分		外来(個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
現役並み	年収約1,160万円～ 標報83万円以上/課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1%	
	年収約770万円～約1,160万円 標報53万円以上/課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000)×1%	
	年収約370万円～約770万円 標報28万円以上/課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000)×1%	
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円 〔年14万4千円〕	57,600円
非住民税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

注 1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

上限額は、年齢や所得によって異なります ②69歳以下の方

高額療養費の上限額は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によって分けられます。

<69歳以下の方の上限額>

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）
ア	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	$252,600円 + (\text{医療費} - 842,000) \times 1\%$
イ	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	$167,400円 + (\text{医療費} - 558,000) \times 1\%$
ウ	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	$80,100円 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$
エ	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税者	35,400円

注 1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担（69歳以下の場合は2万1千円以上であることが必要です。）を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

ご負担をさらに軽減するしくみもあります ①世帯合算

おひとり1回分の窓口負担では上限額を超えない場合でも、複数の受診や、同じ世帯にいる他の方(同じ医療保険に加入している方に限ります。)の受診について、窓口でそれぞれお支払いいただいた自己負担額を1か月単位で合算することができます。

その合算額が一定額を超えたときは、超えた分を高額療養費として支給します。

※ ただし、69歳以下の方の受診については、2万1千円以上の自己負担のみ合算されます。

<75歳以上(一般区分)／AさんとBさんが同じ世帯にいる場合>

被保険者A

甲病院(入院)
自己負担額 49,000円
(医療費: 490,000円)

被保険者B

乙病院(外来)
自己負担額 8,000円
(医療費: 80,000円)

丙薬局
自己負担額 4,000円
(医療費: 40,000円)

世帯合算

世帯合算後の
自己負担額

||

+ 49,000円

+ 8,000円

+ 4,000円

= 61,000円

57,600円を超える
3,400円が高額
療養費の
支給額となる

ご負担をさらに軽減するしくみもあります ②多数回該当

過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

<70歳以上の方の場合(平成30年8月以降の診療分)>

所得区分	本来の負担の上限額	多数回該当の場合
年収約1,160万円～の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
年収約770万～約1,160万円の方	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
年収約370万～約770万円の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
～年収約370万円	57,600円	44,400円

(注)「住民税非課税」の区分の方については、多数回該当の適用はありません。

<69歳以下の方の場合>

所得区分	本来の負担の上限額	多数回該当の場合
年収約1,160万円～の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
年収約770万～約1,160万円の方	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
年収約370万～約770万円の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
～年収約370万円	57,600円	44,400円
住民税非課税者	35,400円	24,600円

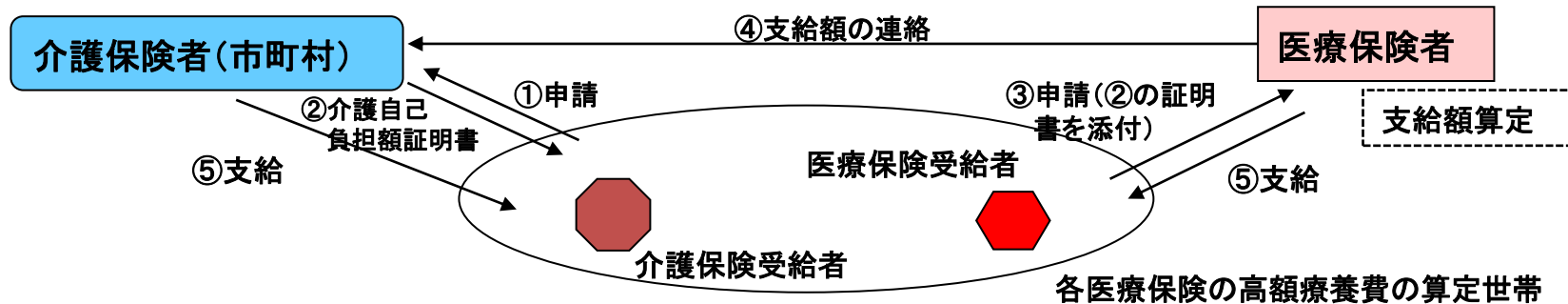
高額医療・高額介護合算療養費制度の概要①

- 1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、負担を軽減する仕組み。

①支給要件	医療保険上の世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が、限度額及び支給基準額(500円)の合計額を超えた場合に、当該自己負担額を合算した額から限度額を控除した額を支給する。
②限度額	年額56万円を基本とし、被保険者の所得・年齢に応じてきめ細かく設定。
③費用負担	医療保険者、介護保険者の双方が自己負担額の比率に応じて負担し合う。

(支給の手続き)

- ① 医療保険制度の世帯に介護保険の受給者がいる場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象となる世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が、合算算定の自己負担限度額を超えた場合に支給する。
- ② 給付費は、医療保険者、介護保険者の双方が、自己負担額の比率に応じて按分して負担する。



- 夫婦とも75歳以上(住民税非課税)で、夫が医療サービス、妻が介護サービスを受けている世帯の場合
 (医療サービス)病院に入院 (介護サービス)特別養護老人ホームに入所 (年金収入)夫婦で年間211万円以下(住民税非課税)



医療費と介護費の自己負担(合計60万円)を支払った後、各保険者に請求

自己負担限度額(31万円)を一定程度超えた場合に、当該超えた額(29万円)を支給



保険者

自己負担:年間31万円(29万円の軽減)

高額医療・高額介護合算療養費制度の概要②

所得区分に応じた世帯の1年間の負担上限額（平成30年8月～）

	75歳以上	70～74歳（注1）	70歳未満（注1）
	介護保険＋後期高齢者医療	介護保険＋被用者保険または国民健康保険	
年収約 1,160万円～ （70歳以上：現役並み所得者）	2 1 2 万円	2 1 2 万円	2 1 2 万円
年収約770～約1,160万円 （70歳以上：現役並み所得者）	1 4 1 万円	1 4 1 万円	1 4 1 万円
年収約370～約770万円 （70歳以上：現役並み所得者）	6 7 万円	6 7 万円	6 7 万円
～年収約370万円 （70歳以上：一般）	5 6 万円	5 6 万円	6 0 万円
市町村民税世帯非課税等	3 1 万円	3 1 万円	3 4 万円
市町村民税世帯非課税 年金収入80万円以下等	1 9 万円（注2）	1 9 万円（注2）	

（注1）対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用する。（注2）介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。